

平成25年度栃木県議会 第322回通常会議議案（2）目次

第45号議案	平成25年度栃木県一般会計補正予算（第5号）	1
第46号議案	平成25年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計補正予算（第1号）	25
第47号議案	平成25年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）	29
第48号議案	平成25年度栃木県病院事業会計補正予算（第1号）	35
第49号議案	平成25年度栃木県電気事業会計補正予算（第1号）	39
第50号議案	平成25年度栃木県水道事業会計補正予算（第2号）	41
第51号議案	平成25年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第2号）	43
第52号議案	平成25年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第1号）	45
第53号議案	平成25年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第1号）	49
第54号議案	栃木県農業構造改革支援基金条例の制定について	51
第55号議案	栃木県消費者行政活性化基金条例の一部改正について	53
第56号議案	栃木県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部改正について	55
第57号議案	栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部改正について	57

第58号議案	国営鬼怒川南部土地改良事業負担金徴収条例の廃止について……………	59
第59号議案	県有財産の処分について……………	61
第60号議案	市町村が負担する金額の変更について（環境森林部関係）……………	63
第61号議案	市町村が負担する金額の変更について（環境森林部関係）……………	65
第62号議案	市町村が負担する金額の変更について（農政部関係）……………	67
第63号議案	市町村が負担する金額の変更について（県土整備部関係）……………	71
第64号議案	工事請負契約の締結について（栃木県立高等特別支援学校（仮称）管理教室棟新築工事）……………	73
報告第1号	栃木県信用保証協会が行う保証債務に係る求償権の放棄等の承認に関する報告について……………	75
報告第2号	知事の専決処分事項報告について……………	77

第45号議案

平成25年度栃木県一般会計補正予算（第5号）

平成25年度栃木県の一般会計の補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,641,240千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ774,857,770千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成26年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		203,500,000	10,000,000	213,500,000
	1 県 民 税	75,790,000	7,500,000	83,290,000
	2 事 業 税	36,351,000	1,900,000	38,251,000
	4 不 動 産 取 得 税	4,454,000	600,000	5,054,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		39,109,000	41,000	39,150,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	39,109,000	41,000	39,150,000
3 地 方 譲 与 税		29,500,000	3,500,000	33,000,000
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	26,000,000	3,500,000	29,500,000
4 地 方 特 例 交 付 金		800,000	△ 4,970	795,030
	1 地 方 特 例 交 付 金	800,000	△ 4,970	795,030
5 地 方 交 付 税		126,000,000	2,029,317	128,029,317
	1 地 方 交 付 税	126,000,000	2,029,317	128,029,317
7 分 担 金 及 び 負 担 金		4,174,717	△ 824,982	3,349,735

	1 負 担 金	4,174,717	△ 824,982	3,349,735
9 国 庫 支 出 金		90,595,689	8,079,423	98,675,112
	1 国 庫 負 担 金	41,872,853	△ 3,994,460	37,878,393
	2 国 庫 補 助 金	46,321,607	12,499,141	58,820,748
	3 委 託 金	2,401,229	△ 425,258	1,975,971
10 財 産 収 入		2,105,688	△ 26,189	2,079,499
	1 財 産 運 用 収 入	912,083	△ 26,189	885,894
11 寄 附 金		38,686	67,182	105,868
	1 寄 附 金	38,686	67,182	105,868
12 繰 入 金		38,832,604	△ 9,487,104	29,345,500
	1 特 別 会 計 繰 入 金	405,155	△ 4,247	400,908
	2 基 金 繰 入 金	38,427,449	△ 9,482,857	28,944,592
13 繰 越 金		2,055,318	6,368,788	8,424,106
	1 繰 越 金	2,055,318	6,368,788	8,424,106
14 諸 収 入		121,071,112	△ 5,049,705	116,021,407
	3 貸 付 金 元 利 収 入	105,407,404	△ 1,403,650	104,003,754

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 受託事業収入	511,526	△ 37,515	474,011
	5 収益事業収入	11,765,164	△ 3,184,986	8,580,178
	7 雑収入	2,726,534	△ 423,554	2,302,980
15 県債		113,594,000	△ 19,334,000	94,260,000
	1 県債	113,594,000	△ 19,334,000	94,260,000
歳入	合計	779,499,010	△ 4,641,240	774,857,770

歳 出					(単位千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 議 会 費		1,488,856	△ 72,768	1,416,088	
	1 議 会 費	1,488,856	△ 72,768	1,416,088	
2 総 務 費		31,945,799	18,787,259	50,733,058	
	1 総 務 管 理 費	12,934,737	20,252,004	33,186,741	
	2 企 画 費	4,174,172	△ 310,375	3,863,797	
	3 徴 税 費	8,739,145	△ 563,562	8,175,583	
	4 市 町 村 振 興 費	2,772,585	△ 268,341	2,504,244	
	5 選 挙 費	989,025	△ 191,531	797,494	
	6 防 災 費	1,571,971	△ 116,503	1,455,468	
	7 統 計 調 査 費	454,258	△ 8,433	445,825	
	8 人 事 委 員 会 費	129,578	△ 2,000	127,578	
	9 監 査 委 員 費	180,328	△ 4,000	176,328	
3 民 生 費		87,783,647	△ 4,161,093	83,622,554	
	1 社 会 福 祉 費	55,366,474	△ 3,959,321	51,407,153	

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 児童福祉費	25,313,564	△ 152,087	25,161,477
	3 生活保護費	3,812,366	32,194	3,844,560
	4 災害救助費	808,931	△ 22,143	786,788
	5 県民生活費	2,482,312	△ 59,736	2,422,576
4 衛生費		58,756,733	△ 4,496,512	54,260,221
	1 公衆衛生費	26,351,777	△ 1,336,131	25,015,646
	2 環境衛生費	1,136,993	△ 82,920	1,054,073
	3 保健所費	2,163,027	△ 160,100	2,002,927
	4 医薬費	18,285,657	△ 1,358,386	16,927,271
	5 病院費	3,962,000	△ 375,862	3,586,138
	6 環境対策費	6,857,279	△ 1,183,113	5,674,166
5 労働費		9,696,891	△ 1,006,047	8,690,844
	1 労政費	398,459	△ 46,496	351,963
	2 職業訓練費	1,490,609	△ 202,632	1,287,977
	3 失業対策費	7,700,749	△ 754,919	6,945,830

	4 労働委員会費	107,074	△	2,000	105,074
6 農林水産業費		38,287,689	△	977,750	37,309,939
	1 農業費	9,406,189		644,522	10,050,711
	2 畜産業費	2,373,101	△	246,861	2,126,240
	3 農地費	9,921,605	△	2,372,944	7,548,661
	4 林業費	15,683,663		1,002,538	16,686,201
	5 水産業費	879,001	△	5,005	873,996
7 商工費		99,938,753		126,515	100,065,268
	1 商工費	98,747,259		106,204	98,853,463
	2 観光費	1,191,494		20,311	1,211,805
8 土木費		71,960,274		679,048	72,639,322
	1 土木管理費	5,100,998	△	194,528	4,906,470
	2 道路橋りょう費	41,223,343		732,127	41,955,470
	3 河川費	12,856,299	△	908,479	11,947,820
	4 都市計画費	9,342,910		799,503	10,142,413
	5 住宅費	3,436,724		250,425	3,687,149

款	項	補正前の額	補正額	計
9 警察費		43,732,376	△ 1,905,526	41,826,850
	1 警察管理費	42,583,915	△ 1,905,526	40,678,389
10 教育費		187,687,000	△ 8,435,174	179,251,826
	1 教育総務費	23,381,292	△ 1,010,893	22,370,399
	2 小学校費	69,887,700	△ 3,850,112	66,037,588
	3 中学校費	39,534,355	△ 1,665,260	37,869,095
	4 高等学校費	37,075,295	△ 1,272,141	35,803,154
	5 特別支援学校費	14,591,884	△ 607,895	13,983,989
	6 社会教育費	1,714,734	△ 9,572	1,705,162
	7 保健体育費	1,501,740	△ 19,301	1,482,439
11 災害復旧費		3,609,538	△ 2,441,418	1,168,120
	1 農林水産施設災害復旧費	460,715	△ 13,383	447,332
	2 土木施設災害復旧費	2,543,952	△ 2,228,035	315,917
	3 県有施設等災害復旧費	602,471	△ 200,000	402,471
12 公債費		100,498,454	△ 3,004,774	97,493,680

	1 公 債 費	100,498,454	△ 3,004,774	97,493,680
13 諸 支 出 金		43,313,000	2,267,000	45,580,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	18,347,000	61,000	18,408,000
	3 地 方 消 費 税 交 付 金	19,701,000	21,000	19,722,000
	8 配 当 割 交 付 金	433,000	652,000	1,085,000
	9 株 式 等 讓 渡 所 得 割 交 付 金	148,000	1,533,000	1,681,000
歳 出	合 計	779,499,010	△ 4,641,240	774,857,770

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	一般管理経費	42,649
		県有財産管理費	242,648
	2 企画費	交通体系整備促進費	32,500
	6 防災費	防災行政無線費	82,531
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業費	14,215
		老人保健福祉施設整備助成費	518,400
		介護基盤緊急整備等事業費	966,000
	2 児童福祉費	子育て総合支援事業費	1,004,292
4 衛生費	2 環境衛生費	産業廃棄物指導費	93,000
		4 医薬費	医療施設整備助成費
	6 環境対策費	環境政策推進費	180,000
		地球環境保全費	232,000

		再生可能エネルギー導入促進事業費	368,000
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農業生産総合対策事業費	206,518
	2 畜 産 業 費	草地基盤整備費	154,385
	3 農 地 費	中山間地域総合整備事業費	140,000
		農村振興総合整備事業費	24,000
		県単農業農村整備事業費	20,000
		農地整備事業費	620,000
		基盤整備促進事業費	5,200
		水利施設整備事業費	162,005
		農業基盤整備促進事業費	306,790
	4 林 業 費	林業・木材産業構造改革事業費	89,000
		特用林産振興費	30,000
		森林整備加速化・林業再生基金事業費	3,952,712
		造林事業費	447,000
		県単林道事業費	30,712
		森林整備林道事業費	499,500

款	項	事業名	金額	
		治山事業費	662,675	
		県単治山事業費	7,000	
	5 水産業費	水産試験場費	4,000	
7 商工費	1 商工費	産業活性化金融対策費	10,664	
		2 観光費	奥日光フィールドミュージアム事業費	28,000
			自然公園等施設整備費	19,000
			首都圏自然歩道整備事業費	24,000
8 土木費	1 土木管理費	用地調査費	13,000	
		県有建築物耐震化推進事業費	718,604	
	2 道路橋りょう費	道路保全事業費(補助)	3,952,200	
		道路保全事業費(県単)	1,531,655	
		快適な道路環境づくり事業費(補助)	258,000	
		緊急防災・減災対策事業費(道路保全)	1,184,600	
		快適な道づくり事業費(補助)	6,957,320	
		快適な道づくり事業費(県単)	139,900	

		安全な道づくり事業費（補助）	9,070,684
		安全な道づくり事業費（県単）	297,200
		緊急防災・減災対策事業費（道路整備）	700,100
	3 河 川 費	河 川 調 査 費	11,000
		河 川 砂 防 保 全 事 業 費（県 単）	133,200
		緊急防災・減災対策事業費（河川砂防）	901,828
		河川砂防施設づくり事業費（県 単）	54,968
		河 川 改 良 費	16,000
		河 川 受 託 事 業 費	16,000
		安全な川づくり事業費（補助）	2,550,400
		市町村川づくり助成費（補助）	209,100
		ダム施設保全事業費（補助）	348,940
		砂 防 受 託 事 業 費	70,000
		砂防施設づくり事業費（補助）	1,337,104
		水 防 費	8,000
	4 都 市 計 画 費	土地区画整理事業助成費（補助）	241,700

款	項	事業名	金額
		街路づくり事業費(補助)	4,182,645
		街路整備受託事業費	50,000
		魅力ある公園づくり事業費(補助)	473,300
	5 住 宅 費	県営住宅整備事業費(補助)	556,510
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	私立学校振興助成費	703,826
	4 高 等 学 校 費	高等学校産業教育施設整備費	22,895
		高等学校校舎等整備費	2,993
		高等学校校地整備費	14,208
		高等学校校舎等維持管理費	172,881
		大規模改造事業費	1,173,657
	5 特 別 支 援 学 校 費	特別支援学校校舎等維持管理費	107,511
6 社 会 教 育 費	文化財保護運営費	15,333	
11 災 害 復 旧 費	1 農林水産施設災害復旧費	25年発生林道災害復旧事業費	143,000
		25年発生県単林道災害復旧事業費	17,000
		24年発生県単治山災害復旧事業費	11,000

	2 土木施設災害復旧費	25 年 災 害 復 旧 事 業 費	81,000
		25 年 県 費 単 独 災 害 復 旧 事 業 費	5,000

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
治 山 事 業	平成26年度	94,000
ダム施設保全事業(補助)(塩原ダム)	平成26年度	70,000

第4表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県庁舎等施設整備費	38,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	33,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
防災行政ネットワーク整備費	584,000	同上	同上	同上	421,000	同上	同上	同上
社会福祉施設整備費	866,000	同上	同上	同上	810,000	同上	同上	同上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良事業費	1,146,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	533,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
林道事業費	186,000	同上	同上	同上	138,000	同上	同上	同上
治山事業費	656,000	同上	同上	同上	593,000	同上	同上	同上
自然公園等施設整備費	33,000	同上	同上	同上	46,000	同上	同上	同上
国庫補助道路事業費	8,641,000	同上	同上	同上	10,649,000	同上	同上	同上
国庫補助河川改良費	1,375,000	同上	同上	同上	1,691,000	同上	同上	同上
国庫補助砂防費	846,000	同上	同上	同上	914,000	同上	同上	同上

国庫補助街路事業費	1,137,000	同	上	同	上	同	上	1,873,000	同	上	同	上	同	上
公園緑地整備費	237,000	同	上	同	上	同	上	370,000	同	上	同	上	同	上
県営住宅建設事業費	429,000	同	上	同	上	同	上	663,000	同	上	同	上	同	上
県有建築物耐震化推進事業費	570,000	同	上	同	上	同	上	471,000	同	上	同	上	同	上
直轄道路事業負担金	3,833,000	同	上	同	上	同	上	1,415,000	同	上	同	上	同	上
直轄河川事業負担金	953,000	同	上	同	上	同	上	598,000	同	上	同	上	同	上
直轄砂防事業負担金	2,082,000	同	上	同	上	同	上	887,000	同	上	同	上	同	上
地方道路等整備事業費	3,442,000	同	上	同	上	同	上	1,249,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	599,000	同	上	同	上	同	上	617,000	同	上	同	上	同	上
地域活性化事業費	470,000	同	上	同	上	同	上	606,000	同	上	同	上	同	上
市町村合併推進事業費	2,439,000	同	上	同	上	同	上	2,164,000	同	上	同	上	同	上
警察施設整備費	22,000	同	上	同	上	同	上	21,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	709,000	同	上	同	上	同	上	533,000	同	上	同	上	同	上
高等学校施設整備費	83,000	同	上	同	上	同	上	353,000	同	上	同	上	同	上
特別支援学校施設整備費	61,000	同	上	同	上	同	上	99,000	同	上	同	上	同	上
25年災害復旧土木事業費	666,000	同	上	同	上	同	上	25,000	同	上	同	上	同	上

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
平成25年度臨時財政 対策債	71,000,000	普通貸借又は 債券発行（発 行価格が額面 金額を下回る ときは、それ ぞれの発行価 格差減額を埋 めるために必 要な金額をそ れぞれの限度 額に加算した 金額を限度額 とする。）	9.0%以内 （ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率とする。）	償還年限30年以内 （うち据置期間5 年以内）とし、毎 年2期に分かち元 利均等若しくは元 金均等の方法によ り又は満期日一括 の方法により償還 する。ただし、財 政その他の事由に より償還年限を延 長し、短縮し、又 は買入消却し、若 しくは繰上償還又 は借換えすること ができる。	65,265,000	普通貸借又は 債券発行（発 行価格が額面 金額を下回る ときは、それ ぞれの発行価 格差減額を埋 めるために必 要な金額をそ れぞれの限度 額に加算した 金額を限度額 とする。）	9.0%以内 （ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率とする。）	償還年限30年以内 （うち据置期間5 年以内）とし、毎 年2期に分かち元 利均等若しくは元 金均等の方法によ り又は満期日一括 の方法により償還 する。ただし、財 政その他の事由に より償還年限を延 長し、短縮し、又 は買入消却し、若 しくは繰上償還又 は借換えすること ができる。
第三セクター等改革 推進債	912,000	同上	9.0%以内	償還年限10年以内 （うち据置期間5 年以内）とし、毎 年2期に分かち元 利均等若しくは元 金均等の方法によ り又は満期日一括 の方法により償還 する。ただし、財 政その他の事由に より償還年限を延	911,000	同上	9.0%以内	償還年限10年以内 （うち据置期間5 年以内）とし、毎 年2期に分かち元 利均等若しくは元 金均等の方法によ り又は満期日一括 の方法により償還 する。ただし、財 政その他の事由に より償還年限を延

				長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。				長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
県単林道事業費	26,000	同	上	9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。)	償還年限30年以内 (うち据置期間5年以内)とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。			
県単治山事業費	41,000	同	上	同	上			
河川等整備事業費	1,520,000	同	上	同	上			
退職手当債	7,500,000	同	上	同	上			
24年災害復旧林道事業費	1,000	同	上	同	上			

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
24年県単災害復旧治山事業費	4,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。				
24年災害復旧土木事業費	61,000	同 上	同 上	同 上				
直轄災害復旧事業負担金	100,000	同 上	同 上	同 上				
災害援護資金貸付事業費	14,000	普通貸借	無 利 子	災害弔慰金の支給等に関する法律第12条第2項及び第14条第2項並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助				

				成に関する法律第 103条第2項の規 定により償還す る。				
--	--	--	--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--	--	--	--

第46号議案

平成25年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度栃木県馬頭最終処分場事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 367,300千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 497,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成26年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 債		819,000	△ 321,300	497,700
	1 県 債	819,000	△ 321,300	497,700
2 諸 収 入		46,000	△ 46,000	
	1 他 会 計 借 入 金	46,000	△ 46,000	
歳 入 合 計		865,000	△ 367,300	497,700

歳出

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 最終処分場事業費		434,433	△ 361,900	72,533
	1 最終処分場建設事業費	434,433	△ 361,900	72,533
2 公 債 費		430,567	△ 5,400	425,167
	1 公 債 費	430,567	△ 5,400	425,167
歳 出 合 計		865,000	△ 367,300	497,700

第2表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
最終処分場事業費	819,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	497,700	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第47号議案

平成25年度栃木県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成25年度栃木県流域下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ52,960千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,915,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成26年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		3,351,244	1,558	3,352,802
	1 負担金	3,351,244	1,558	3,352,802
3 国庫支出金		772,800	△ 38,911	733,889
	1 国庫補助金	772,800	△ 38,911	733,889
4 繰入金		1,407,709	△ 17,778	1,389,931
	1 一般会計繰入金	1,407,709	△ 17,778	1,389,931
6 諸収入		650,895	△ 729	650,166
	2 受託事業収入	650,402	△ 729	649,673
7 県債		1,364,600	2,900	1,367,500
	1 県債	1,364,600	2,900	1,367,500
歳入合計		7,968,060	△ 52,960	7,915,100

歳 出					(単位千円)
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	
1 流域下水道事業費		5,715,627	△ 36,528	5,679,099	
	2 流域下水道建設事業費	1,748,225	△ 36,528	1,711,697	
2 公 債 費		2,252,433	△ 16,432	2,236,001	
	1 公 債 費	2,252,433	△ 16,432	2,236,001	
歳 出 合 計		7,968,060	△ 52,960	7,915,100	

第2表 繰越明許費

(単位千円)

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	2 流域下水道建設事業費	流域下水道づくり事業費	723,400

第3表 地方債補正

変更

(単位千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	1,364,600	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	1,367,500	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（うち据置期間5年以内）とし、毎年2期に分かち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。

第48号議案

平成25年度栃木県病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度栃木県病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 平成25年度栃木県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり改める。

区 分	岡 本 台 病 院			が ん セ ン タ ー			と ち ぎ り ハ ビ リ テ ー シ ョ ン セ ン タ ー		
	既決予定量	補正予定量	計	既決予定量	補正予定量	計	既決予定量	補正予定量	計
1 病 床 数	267床		267床	324床		324床	80床		80床
2 年 間 患 者 数									
(1) 入 院	74,537人	△ 1,523人	73,014人	90,885人	△ 10,703人	80,182人	26,280人	△ 438人	25,842人
(2) 外 来	34,461人	△ 460人	34,001人	112,728人	△ 3,861人	108,867人	26,352人	△ 504人	25,848人
3 一 日 平 均 患 者 数									
(1) 入 院	204人	△ 4人	200人	249人	△ 29人	220人	72人	△ 1人	71人
(2) 外 来	141人	△ 2人	139人	462人	△ 16人	446人	108人	△ 2人	106人

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 岡本台病院事業収益	2,653,000千円	△ 273,000千円	2,380,000千円
第1項 医業収益	2,120,077千円	△ 158,995千円	1,961,082千円
第2項 医業外収益	532,921千円	△ 114,005千円	418,916千円
第2款 がんセンター事業収益	9,693,000千円	△ 1,165,000千円	8,528,000千円
第1項 医業収益	7,890,397千円	△ 918,195千円	6,972,202千円
第2項 医業外収益	1,802,601千円	△ 246,805千円	1,555,796千円
第3款 とちぎリハビリテーション センター事業収益	1,945,000千円	△ 14,000千円	1,931,000千円
第1項 医業収益	1,059,710千円	10,778千円	1,070,488千円
第2項 医業外収益	885,288千円	△ 24,778千円	860,510千円
支 出			
第1款 岡本台病院事業費用	2,712,000千円	△ 206,000千円	2,506,000千円

第1項 医業費用	2,690,850千円	△ 204,476千円	2,486,374千円
第2項 医業外費用	20,148千円	△ 2,414千円	17,734千円
第3項 特別損失	2千円	890千円	892千円
第2款 がんセンター事業費用	9,706,000千円	△ 612,000千円	9,094,000千円
第1項 医業費用	9,469,040千円	△ 607,902千円	8,861,138千円
第2項 医業外費用	231,958千円	△ 10,089千円	221,869千円
第3項 特別損失	2千円	5,991千円	5,993千円
第3款 とちぎりハビリテーション センター事業費用	2,003,000千円	6,000千円	2,009,000千円
第1項 医業費用	1,853,641千円	6,474千円	1,860,115千円
第2項 医業外費用	149,137千円	△ 1,043千円	148,094千円
第3項 特別損失	2千円	569千円	571千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	6,597,280千円	△ 384,567千円	6,212,713千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第5条 予算第9条中「たな卸資産の購入限度額は、3,240,344千円」を「たな卸資産の購入限度額は、2,988,624千円」に改める。

平成26年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第49号議案

平成25年度栃木県電気事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度栃木県電気事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成25年度栃木県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 電 気 事 業 費 用	1,936,000千円	△ 40,990千円	1,895,010千円
第1項 営 業 費 用	1,739,207千円	△ 40,993千円	1,698,214千円
第3項 事 業 外 費 用	68,242千円	3千円	68,245千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職 員 給 与 費	431,986千円	△ 34,885千円	397,101千円

平成26年2月20日提出

栃木県知事 福田 富一

第50号議案

平成25年度栃木県水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成25年度栃木県水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成25年度栃木県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 水道用水供給事業費用	1,730,000千円	△ 30,990千円	1,699,010千円
第1項 営業費用	1,614,083千円	△ 20,367千円	1,593,716千円
第2項 営業外費用	113,917千円	△ 10,623千円	103,294千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額 1,013,960千円」を「不足する額 1,015,560千円」に、「減債積立金 302,233千円」を「減債積立金 303,833千円」に改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
-------	---------	---------	-----

支 出

第1款 資本的支出	1,383,960千円	1,600千円	1,385,560千円
第2項 企業債償還金	671,233千円	1,600千円	672,833千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	266,107千円	△ 10,539千円	255,568千円

平成26年2月20日 提出

栃 木 県 知 事 福 田 富 一

第51号議案

平成25年度栃木県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成25年度栃木県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成25年度栃木県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	609,000千円	10千円	609,010千円
第2項 営業外収益	85,051千円	10千円	85,061千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	547,000千円	△ 13,360千円	533,640千円
第1項 営業費用	527,629千円	△ 13,362千円	514,267千円
第2項 営業外費用	18,371千円	2千円	18,373千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	69,360千円	△ 10,774千円	58,586千円

平成26年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一

第52号議案

平成25年度栃木県用地造成事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度栃木県用地造成事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成25年度栃木県用地造成事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 用地造成事業収益	1,181,000千円	1,650千円	1,182,650千円
第1項 営業収益	1,175,774千円	1,644千円	1,177,418千円
第2項 営業外収益	5,225千円	6千円	5,231千円
支 出			
第1款 用地造成事業費用	1,281,000千円	△ 15,710千円	1,265,290千円
第1項 営業費用	1,214,490千円	△ 7,029千円	1,207,461千円
第2項 営業外費用	63,509千円	△ 8,681千円	54,828千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条括弧書中「不足する額 1,193,000千円」を「不足する額 1,193,100千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 393,372千円及び当年度分損益勘定留保資金 799,628千円」を「過年度分損益勘定留保資金 525,402千円及び当年度分損益勘定留保資金 667,698千円」に改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,840,000千円	△ 6,000千円	1,834,000千円
第1項 企業債	1,826,000千円	△ 6,000千円	1,820,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	3,033,000千円	△ 5,900千円	3,027,100千円
第1項 建設改良費	515,090千円	△ 5,900千円	509,190千円

(企業債の補正)

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のように改める。

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			

土地造成事業費	1,826,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	1,820,000	普通貸借又は債券発行（発行価格が額面金額を下回る時は、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額をそれぞれの限度額に加算した金額を限度額とする。）	9.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。）	償還年限30年以内（据置期間を含む。）とし、毎年2期に分ち元利均等若しくは元金均等の方法により又は満期日一括の方法により償還する。ただし、財政その他の事由により償還年限を延長し、短縮し、又は買入消却し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
---------	-----------	--	--	---	-----------	--	--	---

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
職員給与費	105,425千円	△ 5,122千円	100,303千円

平成26年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富 一

第53号議案

平成25年度栃木県施設管理事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成25年度栃木県施設管理事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 平成25年度栃木県施設管理事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収 入			
第1款 経営総合管理事業収益	255,000千円	26,170千円	281,170千円
第1項 営業外収益	255,000千円	26,170千円	281,170千円
支 出			
第1款 経営総合管理事業費用	255,000千円	26,170千円	281,170千円
第1項 営業費用	254,275千円	26,176千円	280,451千円
第2項 営業外費用	725千円	△ 6千円	719千円
第3款 賃貸ビル事業費用	156,000千円	△ 3,190千円	152,810千円

第1項 営業費用	146,920千円	△	3,187千円	143,733千円
----------	-----------	---	---------	-----------

第2項 営業外費用	9,080千円	△	3千円	9,077千円
-----------	---------	---	-----	---------

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第3条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	157,827千円	29,691千円	187,518千円

平成26年2月20日 提出

栃木県知事 福田 富一